| | |
|---|---|
| 22.7GHzを超え23.0GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－35デシベル |
| 23.0GHzを超え23.2GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－33デシベル |
| 23.6GHzを超え23.8GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－33デシベル |
| 23.8GHzを超え24.1GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－35デシベル |
| 24.1GHzを超え25.0GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－40デシベル |

２　二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は五〇マイクロワット以下、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は一〇〇マイクロワット以下とし、参照帯域幅は一MHzとする。ただし、二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲においては、次の表の許容値を適用する。

| 周波数範囲 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|
| 22.0GHzを超え22.7GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－40デシベル（１ミリワットを０デシベルとする。以下同じ。）以下の値 |
| 22.7GHzを超え23.0GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－35デシベル |
| 23.0GHzを超え23.2GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－33デシベル |
| 23.6GHzを超え23.8GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－33デシベル |
| 23.8GHzを超え24.1GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－35デシベル |
| 24.1GHzを超え25.0GHz以下 | 任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－40デシベル |

二　空中線電力

１　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

前項第１号イの不要発射の強度の許容値を適用する場合にあっては五〇〇ミリワット以下、前項第１号ロの不要発射の強度の許容値を適用する場合にあっては五ミリワット以下とする。

２　二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

一ワット以下とする。

三　占有周波数帯幅の許容値

次の表の左欄に掲げる変調方式を使用した無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 変調方式 | 占有周波数帯幅の許容値 |
|---|---|
| 振幅変調 | $f_H - f_L$<br>$f_H$：伝送に用いる最高周波数<br>$f_L$：伝送に用いる最低周波数 |
| 周波数変調 | 25.0MHz |
| 四相位相偏移周波数変調 | 33.0MHz |
| 一六値直交振幅変調 | 33.0MHz |
| 六四値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの | 6.0MHz |
| 直交周波数分割多重方式 | 5.7MHz |

# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジヒタチ株式会社　渡邊　雪夫　長野県安曇野市穂高7581－４　国土交通大臣許可（特－21）第23138号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シーティーエヌ　川口　悟郎　神奈川県川崎市川崎区日進町２－１　国土交通大臣許可（般－22）第23891号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本インカ株式会社　坪川　直史　東京都品川区西五反田２－18－２　国土交通大臣許可（特－22）第4708号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。